

亀山市国民健康保険一部負担金減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第2号

亀山市国民健康保険一部負担金減免等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市国民健康保険一部負担金減免等に関する規則（平成22年亀山市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「国民健康保険税」の次に「（前項各号のいずれかを主な要因として滞納となった国民健康保険税であって、納税確約書の提出等により納付に誠意が示されたものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行し、この規則の施行の日以後に受ける療養の給付に係る国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予について適用する。